

令和2年2月28日

保護者殿

篠栗町教育委員会
篠栗町立篠栗北中学校
校長 橋 口 公 一

児童生徒の安心安全の確保における新型コロナウイルス感染症への措置について

昨日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部にて、安倍首相から全国の小中高等学校等の臨時休校要請がありました。

つきましては、町内の小中学校においても、児童生徒の安心安全の確保及び感染防止の観点から、下記のような措置を取らせていただきます。

記

1 3月3日（火）から3月24日（火）まで「臨時休校」といたします

※3月2日（月）は通常登校、給食を食べて下校(午後の授業はなし)

2 校納金徴収について（小学校のみ）

本日、徴収袋を配布しています。徴収日を3月2日（月）といたしますのでよろしくをお願いします。

3 臨時休校中の対応について

- 臨時休校期間中に、担任による家庭訪問をさせていただきます。
- 家庭訪問日程やその他の連絡につきましては、メールや学校のホームページにて連絡いたします。メール未登録の方については、学校ホームページを毎日確認していただきますようお願いいたします。（いずれの連絡手段もお持ちでない方は学校に御相談ください）
- 修了式は実施しません。（通知表・修了証書等については家庭訪問時にお渡しします）
- 部活動は全面中止です。

4 卒業証書授与式（小学校3月17日、中学校3月13日）について

- 式典の内容の縮小、式典全体の時間を短縮します（30分～40分程度）
 - 保護者の参加は1名のみとします（当日は児童生徒と同数の座席を準備します）
 - 参加される保護者は可能な範囲でのマスク着用をお願いします（体調の優れない方は参加を御遠慮ください）
 - アルコールスプレーによる消毒をお願いします（受付に設置）
 - 十分な換気、座席間隔の確保等の対応のため、当日は温かい服装で御参加ください
 - 式後の教室における学級活動は短縮します
- ※ お子様が悪化する場合は事前に学校に御相談ください

5 学童関係について

休校期間中の開所・運営については、3月2日（月）にプリントにてお知らせいたします。

6 臨時休校期間中の注意事項（学校では以下の内容を児童生徒の発達段階に応じて指導しています）

- 不必要な外出を避け、家で過ごすようにすること。万が一外出する際は、人の多い場所は避けること。
- 風邪の症状や37.5度以上の熱がある4日以上続く場合、または強いだるさや息苦しさがある場合は、無理をせず早めに大人に相談すること。
- 臨時休校の期間は、宿題や家庭学習等計画的に取り組むこと。（臨時休校措置の趣旨説明及び指導等）

※症状が見られたら、保健所に御相談ください。粕屋保健福祉事務所 092-939-1746（福岡県保健所夜間休日緊急連絡番号 092-471-0264）